

都谷川流域水害対策協議会

日時：令和5年4月24日（月）14時00分～
場所：大洲市役所2階大ホール

次 第

1. 開会

2. 議事

（1）都谷川流域水害対策協議会の規約について

（2）流域水害対策計画の策定に向けて

（3）今後のスケジュールについて

（4）その他

3. 閉会

都谷川流域水害対策協議会

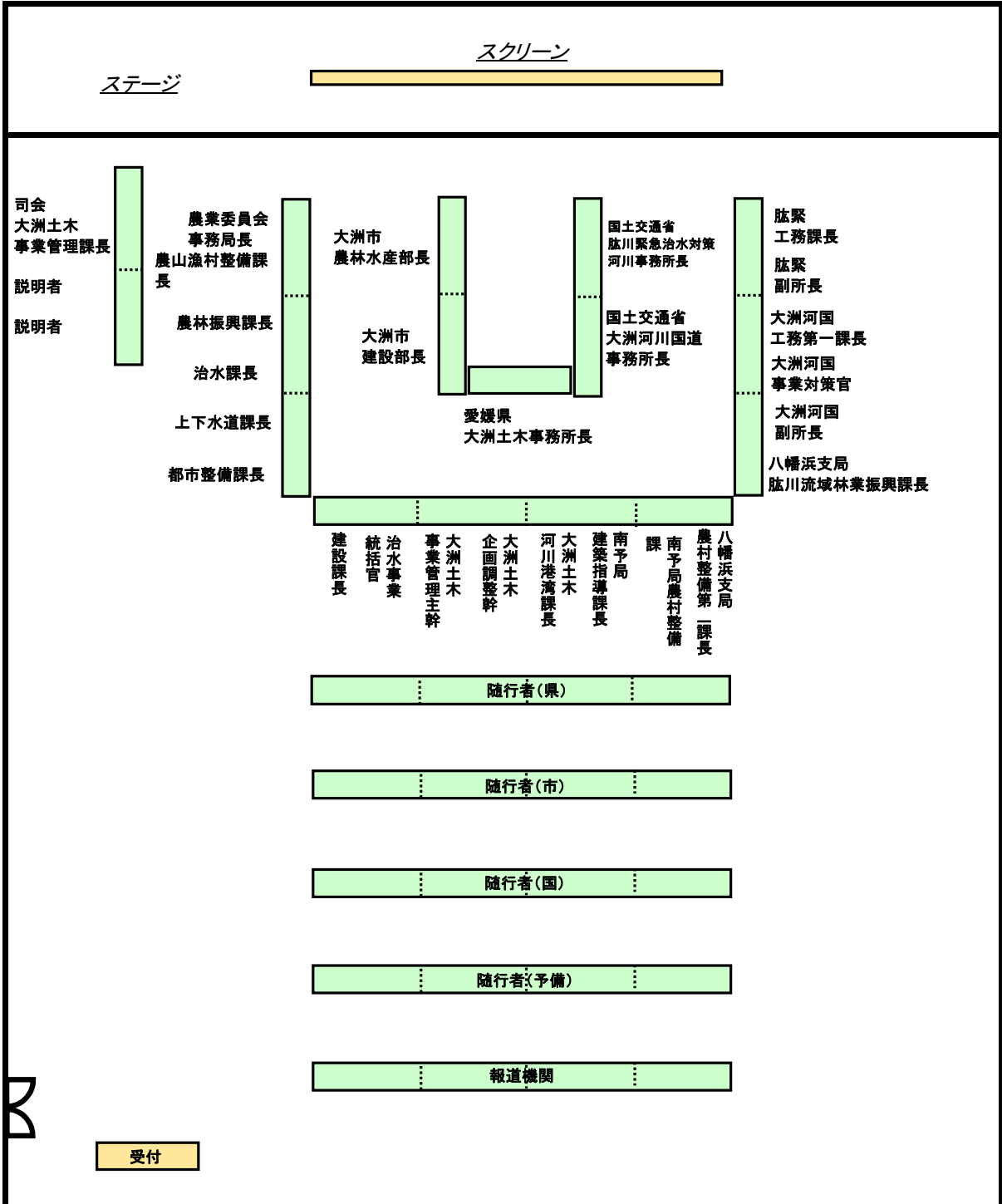
目的

本協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、都谷川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、都谷川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

協議会の組織（案）

機関	役職	氏名
愛媛県	大洲土木事務所長	石井 利幸
大洲市	建設部長	泉 浩嗣
大洲市	農林水産部長	木藤 幸治
国土交通省	大洲河川国道事務所長	江川 昌克
国土交通省	肱川緊急治水対策河川事務所長	松山 芳士

都谷川流域水害対策協議会
大洲市役所 2階大ホール



都谷川流域水害対策協議会設置規約（案）

（名称）

第1条 本会は、都谷川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第7条第1項の規定に基づき設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、都谷川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、都谷川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 計画の実施に係る連絡調整

（協議会の組織等）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要と認める者に参加を求めることができる。
- 3 協議会の進行は愛媛県南予地方局大洲土木事務所長が行う。
- 4 協議会の招集は別表1に掲げる者が行う。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

（部会）

第6条 第3条に掲げる事項について、調査、検討等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査、検討等の内容に応じて、幹事のうち、必要なものをもって構成する。
- 3 部会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を南予地方局大洲土木事務所に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

（会議の公開）

第8条 協議会の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、協議会が会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会及び部会は、原則非公開とし、幹事会及び部会の結果を協議会へ報告すること

により公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表することができる。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、別表1に掲げる者の確認を得た後、公表することができる。

(雑則)

第10条 本規約の改正、その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の協議により定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表 1

愛媛県南予地方局大洲土木事務所長
大洲市建設部長
" 農林水産部長
国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所長
" 肱川緊急治水対策河川事務所長

別表 2

幹事	南予地方局大洲土木事務所	企画調整幹
"	"	事業管理課長
"	"	事業管理課主幹
"	"	河川港湾課長
"	南予地方局建設部	建築指導課長
"	南予地方局農林水産振興部	農村整備課企画調整室長
"	"	八幡浜支局農村整備第一課長
"	"	八幡浜支局肱川流域林業振興課長
"	大洲市建設部	治水事業統括官
"	"	建設課長
"	"	都市整備課長
"	"	上下水道課長
"	"	治水課長
"	大洲市農林水産部	農林振興課長
"	"	農山漁村整備課長
"	大洲市農業委員会	事務局長
"	国土交通省四国地方整備局	
	大洲河川国道事務所	副所長
"	"	事業対策官
"	"	工務第一課長
"	国土交通省四国地方整備局	
	肱川緊急治水対策河川事務所	副所長
"	"	工務課長

都谷川流域水害対策計画の策定に向けて

1.これまでの経緯

2.計画に定める事項

①現状と課題

②浸水被害対策の基本方針

3.今後のスケジュール

令和5年4月24日

1. 東大洲地区における特定都市河川法の適用に関するこれまでの経緯

流域治水プロジェクトの推進

肱川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R5.3版
(R3.3策定)

～つなごう肱川プロジェクト（平成30年7月豪雨災害の再度災害防止対策）～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生した。肱川水系においても、中上流域から大洲盆地に洪水が集中し被害が発生する水害特性に対して、事前防災対策を進める必要がある。このため、河川整備及びダム建設や、大洲盆地の二線堤の保全・拡充、中上流域の水田貯留等の取り組みを実施することで、戦後最大の平成30年7月豪雨と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
- 堤防整備、堤防嵩上げ、河道掘削、橋梁改築撤去、浸透対策、内水対策、山鳥坂ダム建設、野村ダム改良
 - 肱川かわまちづくり(復興・復旧と連携した水辺空間の創出)
 - 野村ダム等2ダムにおいて事前放流等の実施、体制構築
 - 砂防施設の整備 等
 - 下水道(排水施設)の整備【下水】
 - 公園貯留施設等の保全・拡充【都市】
 - 農地保全、水田貯留【農水】
 - 森林整備、治山対策【林野】 等

- 被害対象を減少させるための対策**
- 二線堤の保全・拡充
 - 止水壁の保全・整備
 - 移転促進、建築物の敷地嵩上げ・ピロティ化
 - 開発盛土に対する規制
 - 立地適正化計画の推進
 - 不動産業界等と連携した水害リスクに関する情報の開設 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**
- 国・県・市が連携したタイムラインの運用
 - 河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練の実施
 - ダム放流等の情報やリスク情報提供の充実
 - 河川監視用カメラ、水位計の整備
 - 消防団との共同点検等の実施
 - 水害、内水ハザードマップの作成・改良・周知
 - 災害・避難カード、マイタイムライン作成の推進
 - 防災教育支援の実施・充実
 - 待避所整備
 - 緊急輸送路整備
 - 災害の伝承
 - 水害リスク空白域の解消
 - ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進の取組
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保 等



● グリーンインフラの取り組み
詳細次ページ

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び電子地形図25000を複製した物である。
(承認番号 平29情使、第1466号)」

浸水深図 (東大洲暫定堤防嵩上げ後のH30.7再現)

○激特事業による堤防整備により、肱川・矢落川からの越水が解消され、浸水区域が大幅に減少する。

○東大洲地区では、一部に床上・床下浸水家屋が残るため、次の課題は内水対策となる。



○ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり・流域における貯留・浸透機能の向上等を推進するもの。
 ○地域の実情に応じてメニューを選択していく。

◎河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

◎雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例

◎は東大洲地区でのメニュー（案）



◎雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

◎保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

◎浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業*等）



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

◎貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

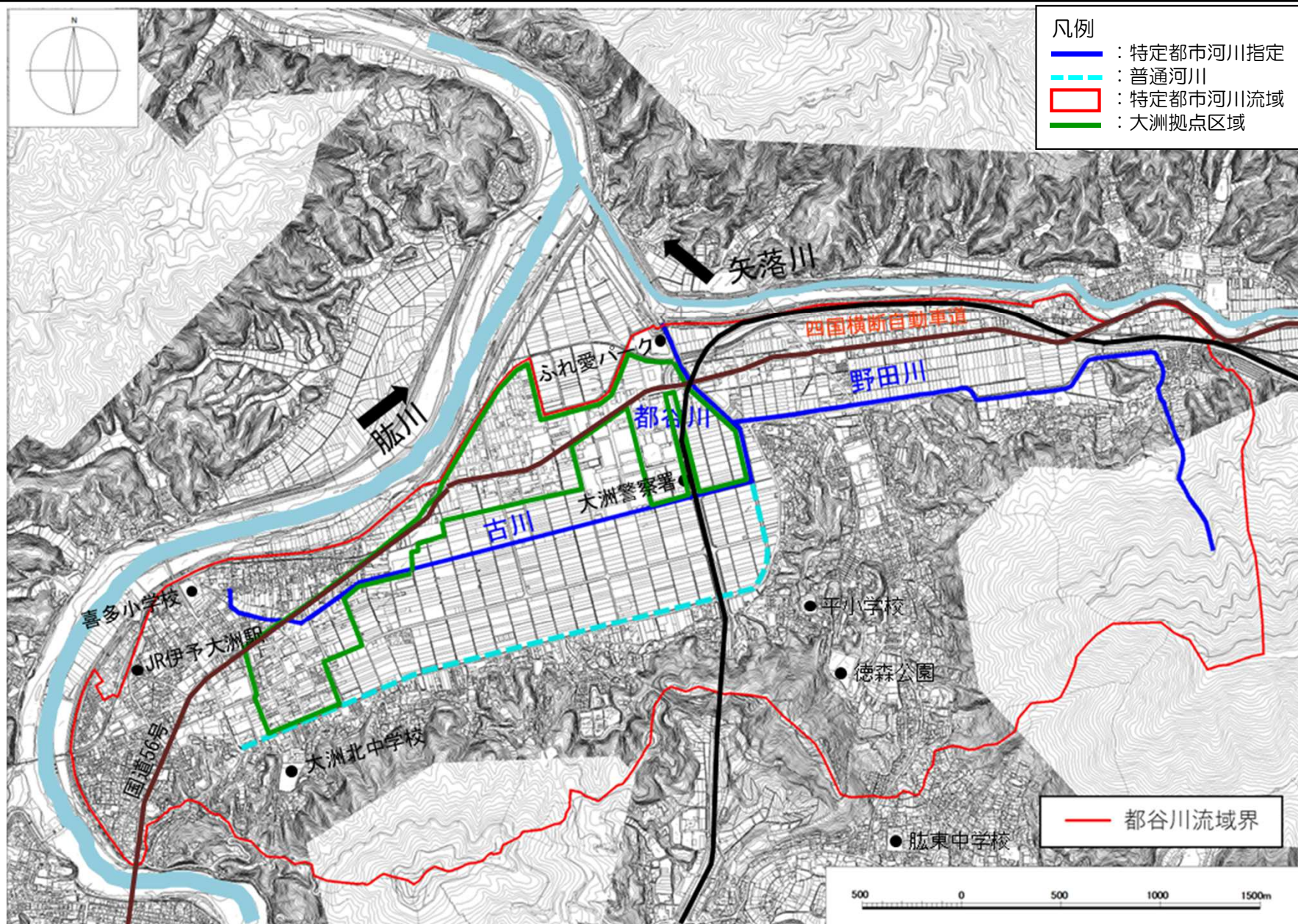
- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

都谷川の特定都市河川指定 (R5.4.1)

- 東大洲地区の内水被害軽減対策を進めていくため、この地区を流れる**都谷川を令和5年4月1日に特定都市河川に指定**。
- 都谷川流域において、河川管理者と流域住民等が一体となり内水被害の防止対策を推進できる「特定都市河川浸水被害対策法」を適用し、従来のハード対策に加え、流域内の雨水の流出抑制、貯留機能の保全等の対策を組み合わせた総合的な内水対策に、愛媛県と大洲市、国土交通省が連携して取り組む。



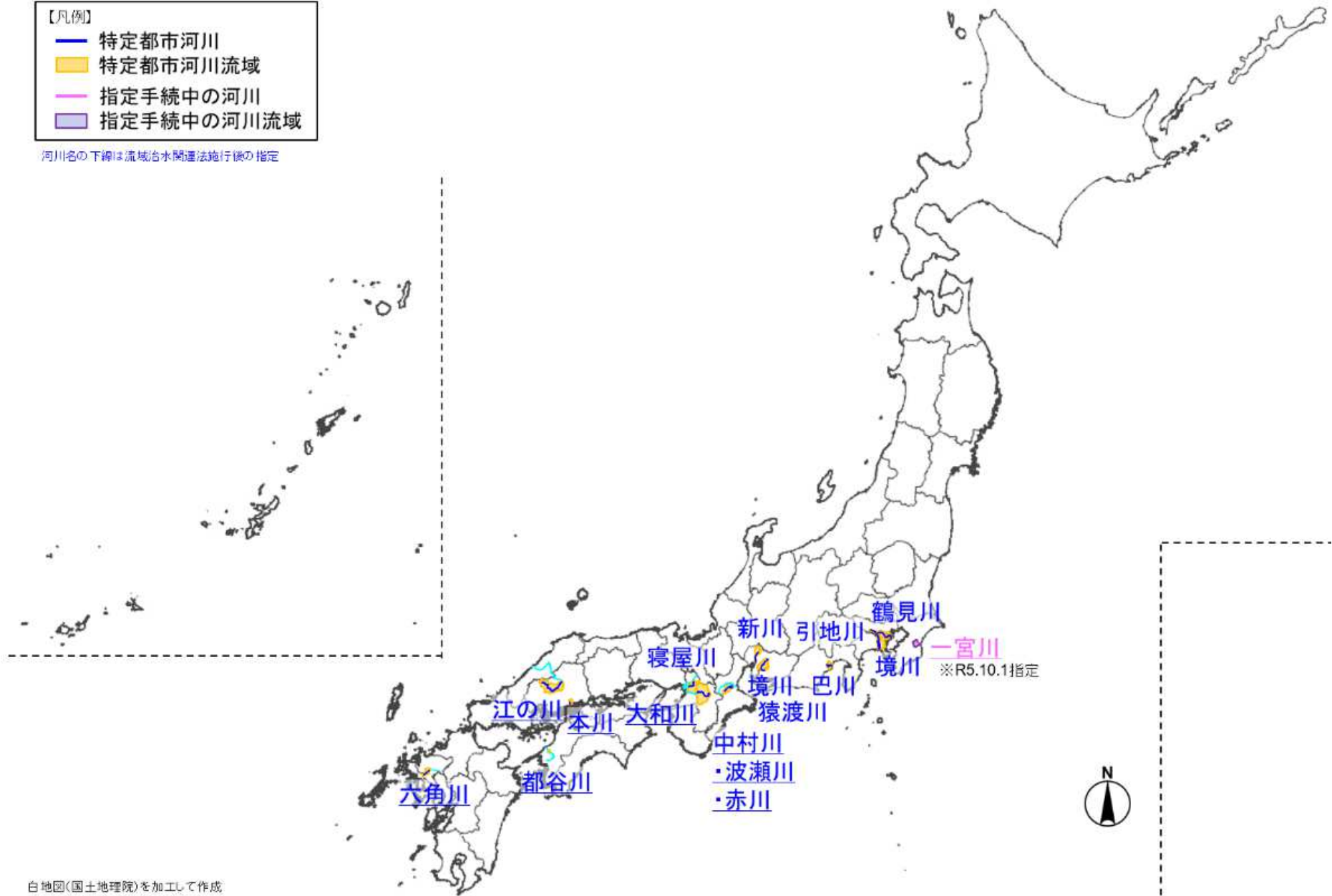
特定都市河川の指定状況 (令和5年4月1日時点)

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を全国に拡大
- 特定都市河川は、全国で**14水系171河川**が指定されています。

【凡例】

- 特定都市河川
- 特定都市河川流域
- 指定手続き中の河川
- 指定手続き中の河川流域

河川名の下線は流域治水関連法施行後の指定

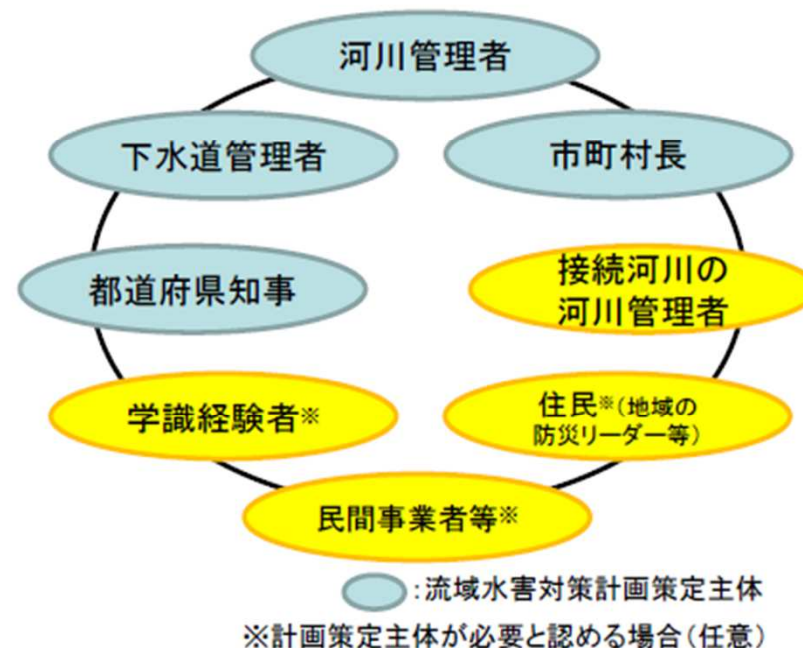


○特定都市河川では、指定後に流域水害対策協議会を設置し、その協議会において流域での対策をとりまとめた流域水害対策計画を策定し、河川での対策に加え、流域での土地利用規制などの対策を実践していく。
※雨水浸透阻害行為の許可は河川指定と同時に適用される

流域治水の計画・体制の強化



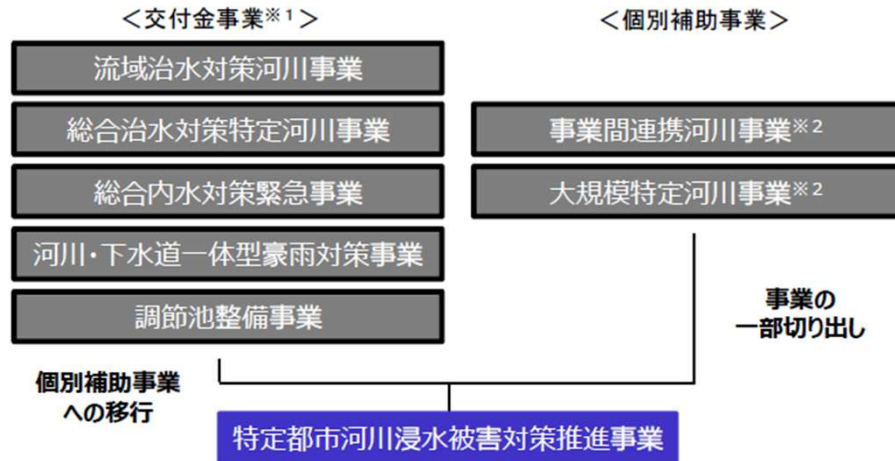
【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域（特定都市河川流域）における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 （個別補助事業）の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

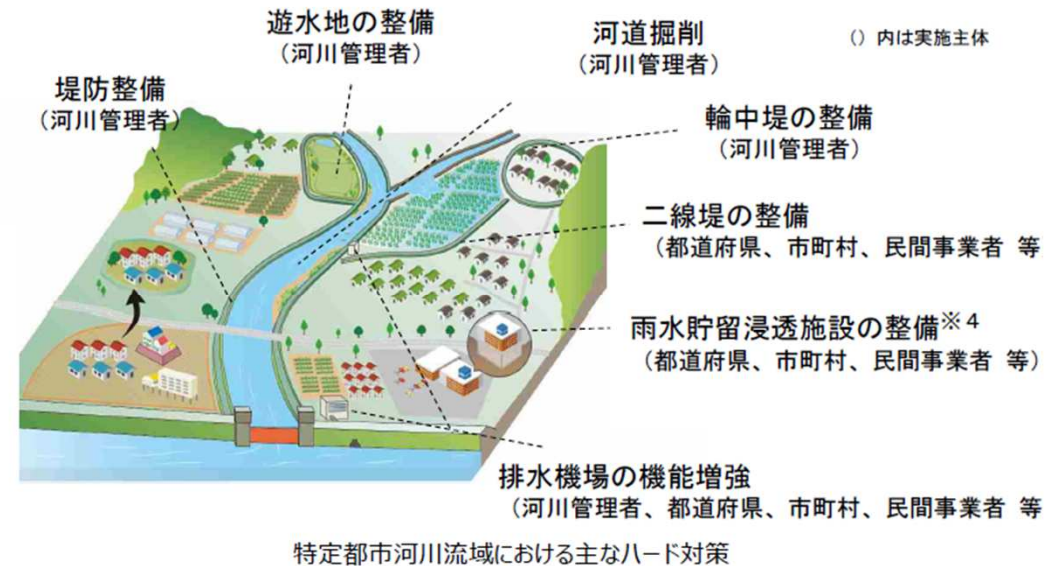
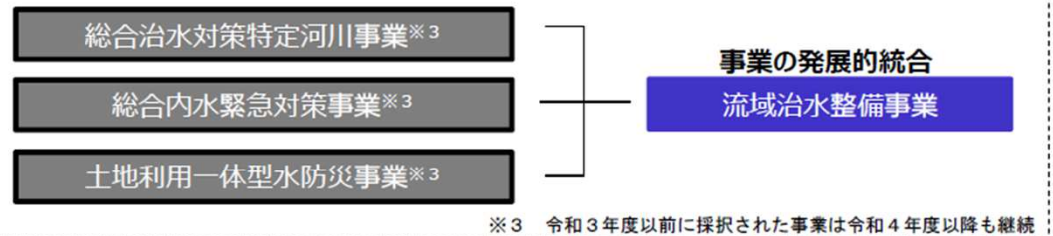


	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2（個別補助事業）	1/3（通常） ⇒ 1/2（個別補助事業）

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）
 実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2
 その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

肱川水系流域治水プロジェクト

平成30年7月豪雨と同規模の洪水に対して、被害を防止・軽減する事を目標に、関係者が連携して様々な取り組みを推進。内水対策も位置付け

東大洲地区では、平成30年7月豪雨により甚大な浸水被害発生。激特事業による堤防整備により洪水対策が進む中、今後は内水対策が課題

【東大洲地区の対応】

特定都市河川法を活用

特定都市河川指定

流域水害対策計画

各機関での流域対策

流域水害対策計画により、被害軽減対策を実施

流域治水整備事業
特定都市河川浸水被害対策推進事業

流域水害対策計画において位置付けられた事業を計画的かつ集中的に実施。

2.流域水害対策計画に定める事項

○特定都市河川浸水被害対策法 第4条第2項に基づき、流域水害対策計画に下記を定める。

特定都市河川流域の「現状と課題」を整理



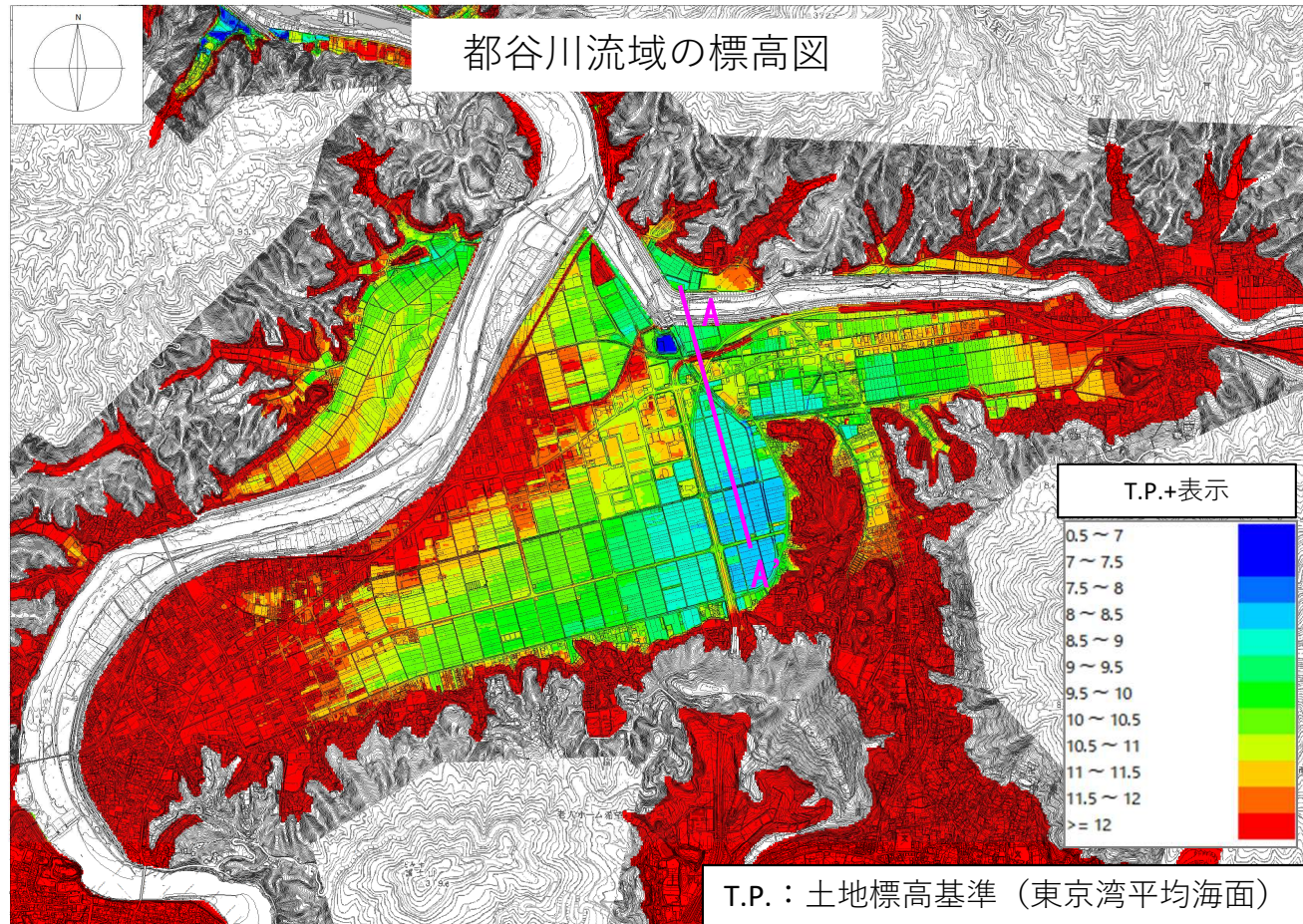
◆流域水害対策計画で定める事項

- ①浸水被害対策の**基本方針**
- ②**計画期間**、③**計画対象降雨**（都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨）
- ④**都市浸水想定**（計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深）
- ⑤特定都市**河川の整備**
- ⑥当該特定都市河川の河川管理者が行う**雨水貯留浸透施設の整備**
- ⑦下水道管理者が行う特定都市**下水道の整備**（汚水のみを排除するためのものを除く）
- ⑧河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備
その他浸水被害の防止を図るための**雨水の一時的な貯留又は地下への浸透**
- ⑨**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**に関する基本的事項
- ⑩下水道管理者が管理する特定都市**下水道のポンプ施設の操作**
（河川に下水を放流するためのものに限る）
- ⑪**都市浸水想定区域における土地の利用**
- ⑫**貯留機能保全区域**又は浸水被害防止区域の指定の方針
- ⑬浸水被害が発生した場合における**被害の拡大を防止するための措置**
- ⑭**その他**浸水被害の防止を図るために必要な措置

①都谷川特定都市河川流域の 現状と課題

都谷川流域の地形 (標高図)

- 大洲盆地は、肱川・矢落川及び山地に囲まれた低平地であり、長年洪水被害に見舞われた地域である。
- 流域を流れる都谷川は、洪水時には矢落川との水位差によって、排水樋門を閉鎖することから、自然流下では排水が困難な状況となり、浸水被害が生じやすい特性がある。



過去の浸水被害状況

○都谷川流域では、大規模な浸水被害が頻発しており、近年では、平成7年、平成16年、平成17年、平成23年、平成30年に被害が発生している。特に平成30年7月豪雨では、床上浸水が781戸、床下浸水が448戸となり大きな被害となった。

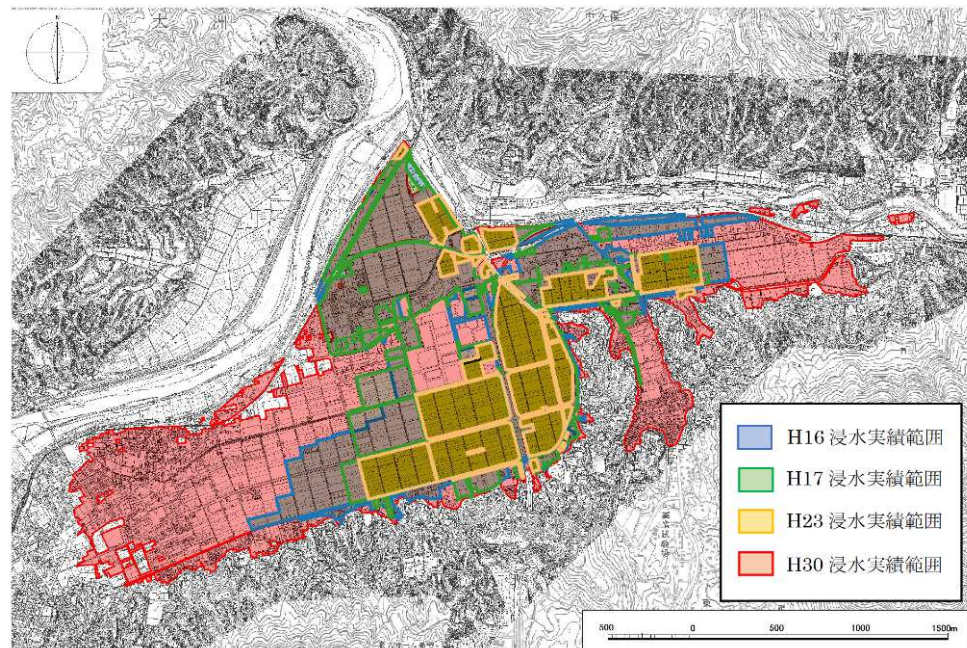
近年の浸水被害の状況

発生年月	発生原因	被害状況		
		浸水面積 (ha)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
平成7年 7月	梅雨前線	370.0 ^{※1}	—	—
平成16年 8月	台風16号	209.6 ^{※1}	4 ^{※1}	50 ^{※1}
平成17年 9月	台風14号	175.0 ^{※1}	3 ^{※1}	13 ^{※1}
平成23年 9月	台風15号	85.1 ^{※1}	0 ^{※1}	2 ^{※1}
平成30年 7月	梅雨前線	457.6 ^{※2}	781 ^{※3}	448 ^{※3}

出典：※1 平成23年度肱川内水解析業務 報告書

※2 浸水実績範囲図から算定

※3 H30 浸水戸数【2019-12-09 現在】世帯数・避難者数調査用（集計表及び地区別被害棟数）より集計（大洲市より提供）



浸水実績図

平成7年7月洪水



平成16年8月洪水



平成17年9月洪水



平成23年9月洪水



平成30年7月洪水



二線堤越流状況



河川の状況（内外水リスクマップ）～多段階の浸水想定図を重ね合わせたもの～

○東大洲地区の完成堤後における内水リスクについて、内外水リスクマップにより確認した結果、東大洲地区では、高頻度（1/10）及び中高頻度（1/30）でも、内水による浸水リスクが残る状況が想定される。

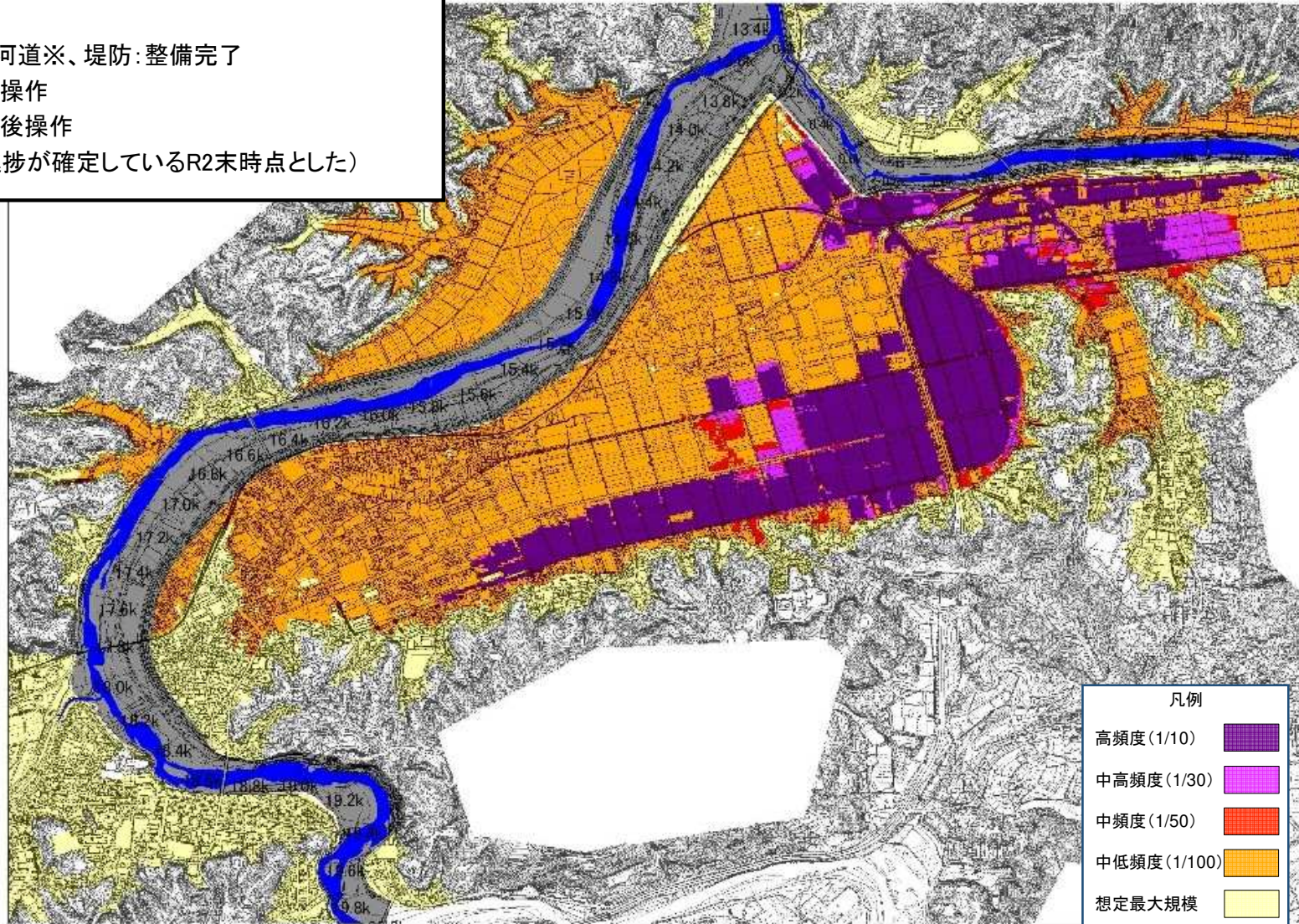
【計算条件】

短期：河道：R2末河道※、堤防：整備完了

野村ダム：激特後操作

鹿野川ダム：激特後操作

（※河道の掘削進捗が確定しているR2末時点とした）



※内外水リスクマップ：想定される浸水範囲を降雨規模別（1/10、1/30、1/50等）にランク分けして示した地図であり、浸水解析により外水氾濫（肱川流域）と内水氾濫（都谷川流域）のシミュレーションを実施した上で、重ね合わせたもの。

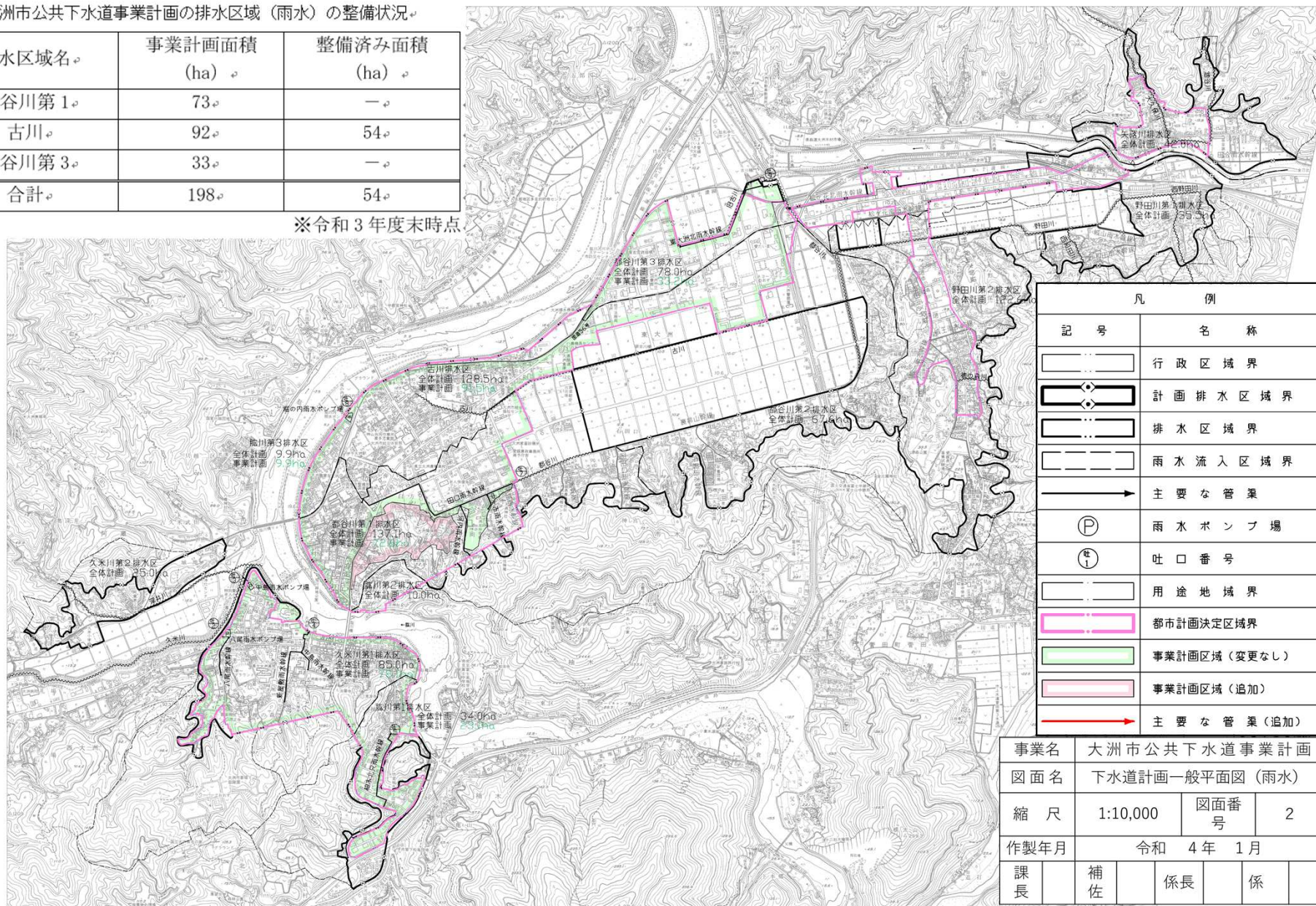
下水道の状況（下水道事業計画）

○大洲市では、公共下水道事業着手以降、污水管渠の整備を先行して実施しており、雨水管渠の整備については、主要な管渠は概ね計画断面を満たしているものの、その他の管渠については、未整備区域が大部分であり、整備完了には相当な時間を要する。

大洲市公共下水道事業計画の排水区域（雨水）の整備状況

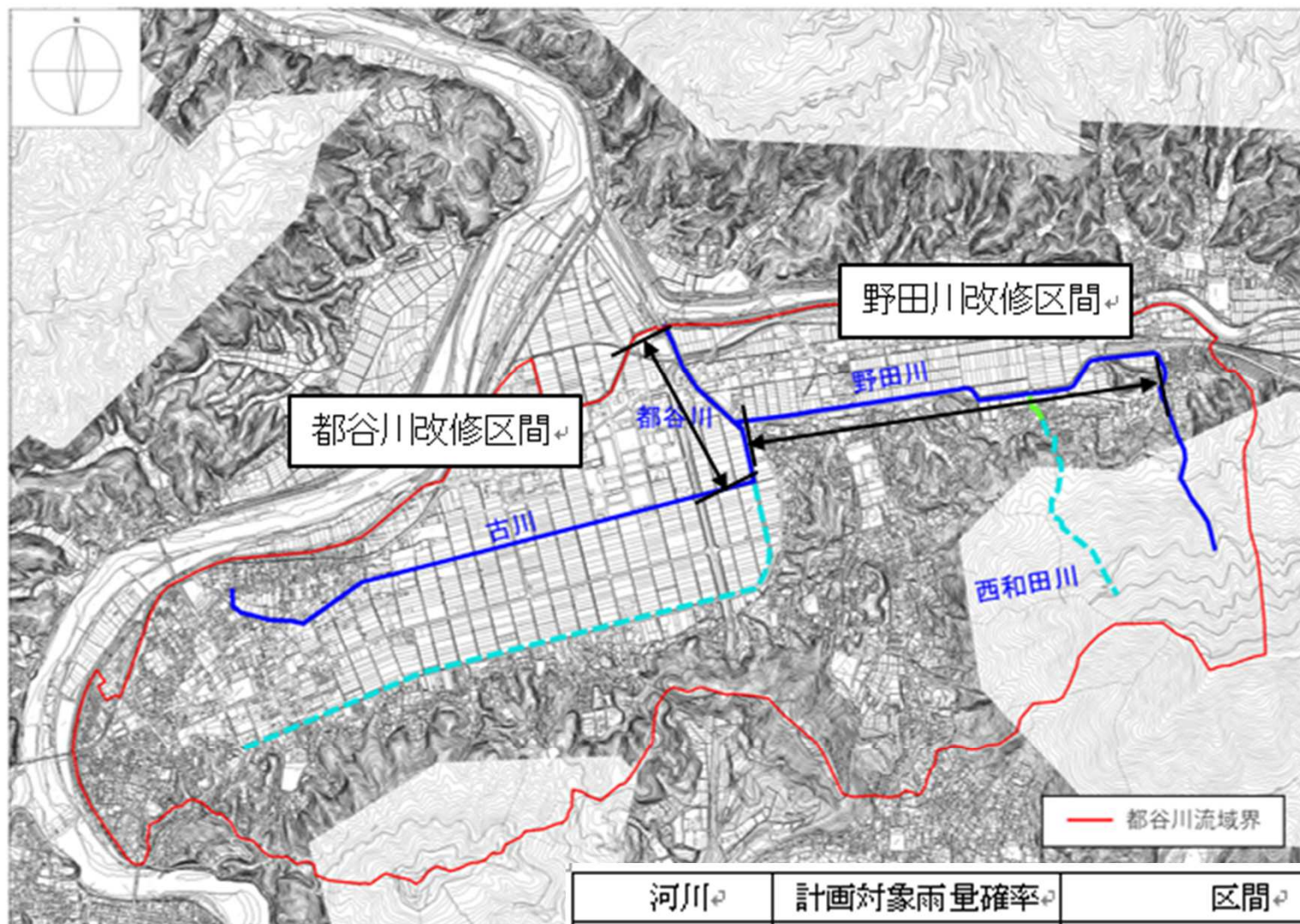
排水区域名	事業計画面積 (ha)	整備済み面積 (ha)
都谷川第1	73	—
古川	92	54
都谷川第3	33	—
合計	198	54

※令和3年度末時点



治水対策の経緯（河川改修）

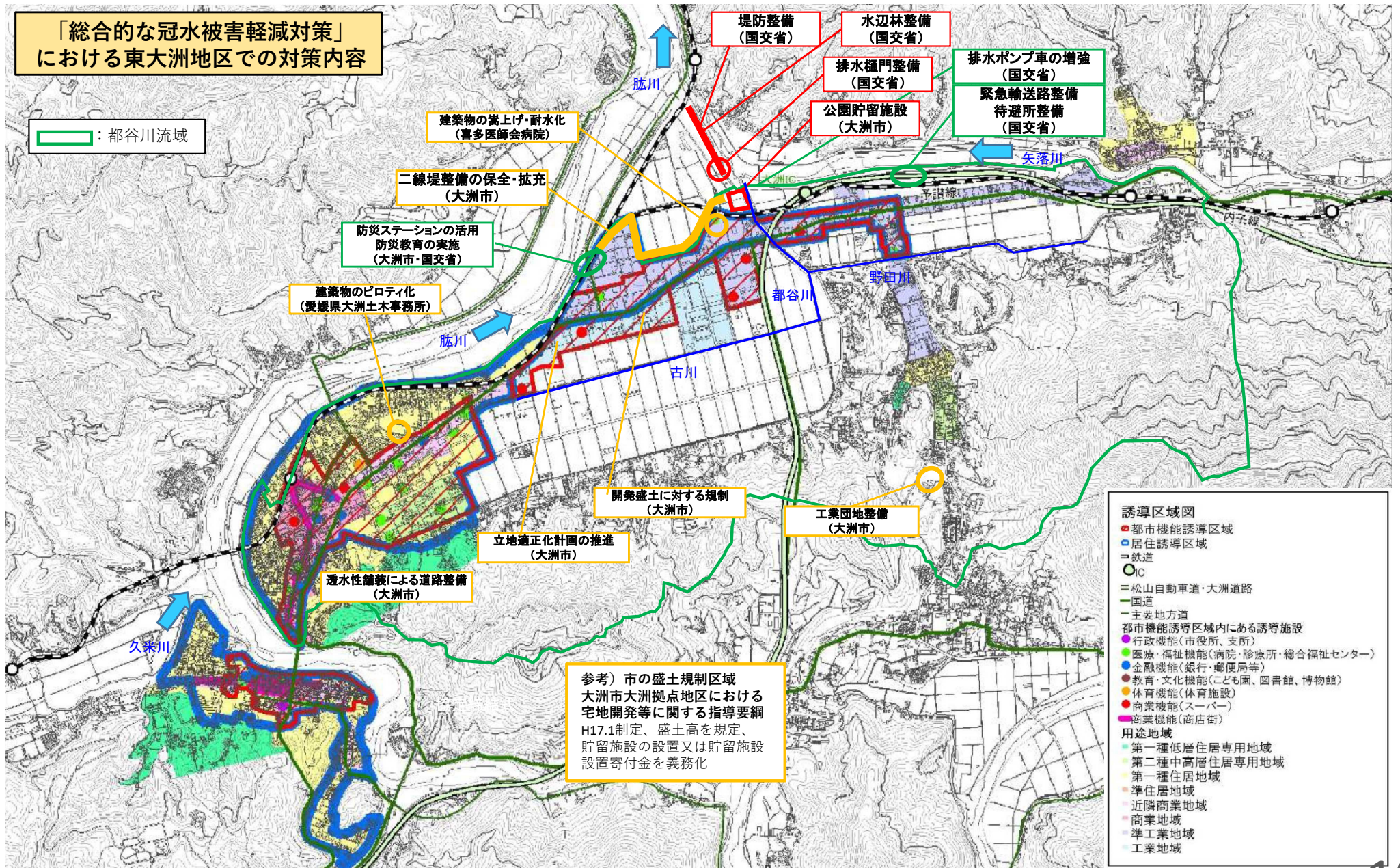
○愛媛県では、昭和55年に策定した「都谷川・野田川改良工事全体計画」に基づき、県管理河川では概ね河川改修が完了している。



河川	計画対象雨量確率	区間
都谷川	1/30	矢落川合流点より上流 120m～1,000m
野田川	1/30	都谷川合流点より上流 0m～2,240m

治水対策の経緯 (肱川の総合的な冠水被害軽減対策計画)

○肱川流域では、平成7年7月出水を受け「総合的な冠水被害軽減対策」に関係機関が連携して取り組むなど、過去から流域治水対策に取り組んできた経緯がある。



【補足】大洲市内水対策計画

- 大洲市では、河川整備計画（緊急治水対策）完了後の課題として、外水氾濫による浸水リスクは今後著しく低下するのに対し、“内水氾濫による浸水被害リスク”は、より一層顕在化する事を懸念している。
- そこで、新たに令和4年3月に「大洲市内水対策計画」を策定し、内水による被害が発生する地区に対して、対策を行うこととしており、東大洲地区を含む21箇所対策を実施することとしている。

大洲市内水対策計画



令和4年3月

愛媛県大洲市

内水対策が必要な地区一覧

通し No.	管理 区分	地区 No.	地区名	浸水家屋数(戸)				備考
				1/5		1/10		
				床下	床上	床下	床上	
1	国	05	加世地区	1	1	1	1	
2	国	06	田淵地区	0	20	0	20	同時解析(06と08)※1
3	国	07	柿早地区	0	1	0	1	
4	国	08	白滝地区	9	30	8	32	同時解析(06と08)
5	国	09	柴地区	0	1	0	1	
6	国	15	峠地区	1	2	2	3	
7	国	16	山高地区	0	9	2	9	
8	国	18	東大洲地区	33	27	33	27	
9	国	19	玉川地区	3	8	3	8	
10	国	20	只越1区	1	2	1	3	
11	国	25	脈南地区	4	4	6	4	
12	国	26	柚木地区	19	3	17	6	
13	国	30	都地区	1	0	0	1	
14	国	31	下新谷地区	30	10	35	16	同時解析(31と32)
15	国	32	新谷町地区	8	0	8	0	同時解析(31と32)※2
16	県	34	西大洲地区(久米川工区)	17	3	23	4	
17	県	35	梁瀬地区(柚木工区)	4	4	6	4	
18	県	36	小倉地区(小倉工区)	0	1	0	1	
19	県	39	野地地区(裾野工区)	0	2	0	2	
20	県	41	本郷地区(本郷工区)	0	2	3	2	
21	県	50	森山・八河地区(大川工区)【嵩上げあり】	2	1	2	1	※3
合計				133	131	150	146	

都谷川流域における課題（まとめ）

- 東大洲地区の暫定堤防が令和4年度に完成し、肱川からの越水（外水）による被害を軽減することに合わせて、今後は、支川である都谷川の排水樋門の閉鎖等による内水氾濫が課題となっている。
- この課題解決に向け、流域治水の考えもと、河川、下水道での対策に加え、流域全体でさらなる被害軽減対策を実行していく必要がある。

【流域の課題】

矢落川合流部の都谷川排水樋門閉鎖等による内水氾濫による被害

【河川の課題】

都谷川、野田川、古川は概ね河川改修が完了しているが、都谷川樋門閉鎖による溢水が懸念される

【下水道の課題】

雨水函渠の整備については、主要な函渠は整備済みであるが、その他大部分は未整備であり、完了までに長期間を有する

②都谷川特定都市河川流域における 浸水被害対策の基本方針

計画期間

- 河川整備計画(国、県)、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨(平成30年7月の降雨)に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、**本計画の計画期間を概ね20年**とする。

【計画期間の考え方】

河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

河川

「肱川水系河川整備計画(変更)【中下流圏域】」の完了年度が令和30年であることを踏まえると、残りの期間が概ね25年である。

下水道

平成26年に全体計画の変更を行っており、計画目標年度を令和22年度としていることから、残りの期間は概ね20年である。

まちづくり

令和2年に策定した「大洲市都市計画マスタープラン」及び「大洲市立地適正化計画」では概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、令和22年を計画の目標期間としている。

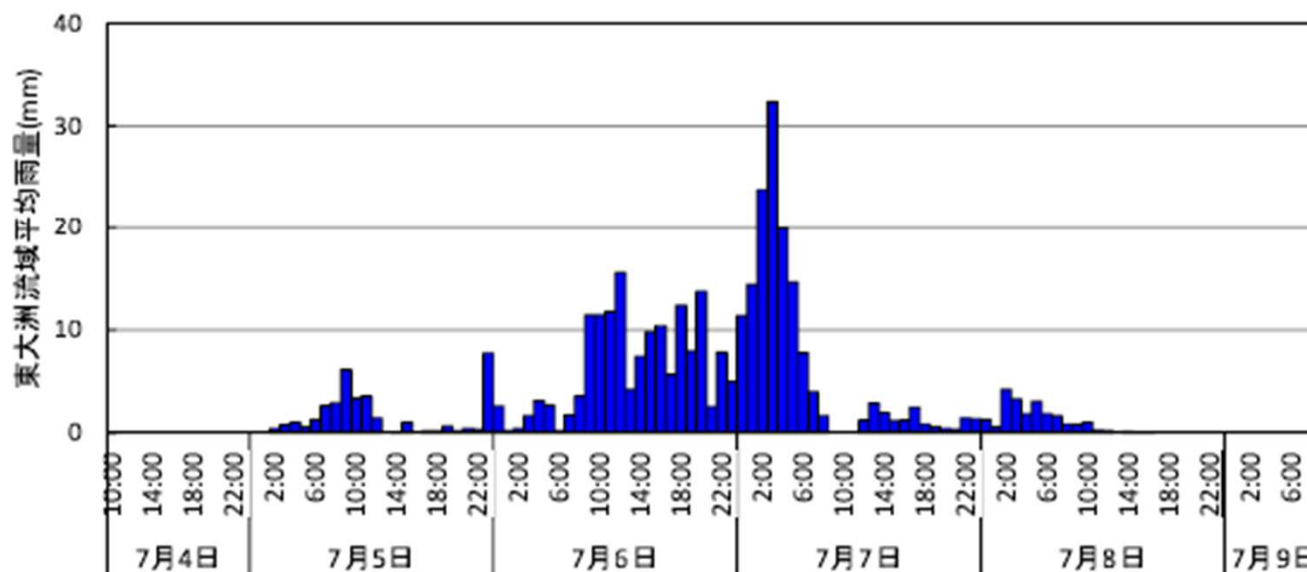
- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年程度を一つの目安とする』としている。

目標降雨（計画対象降雨）

- 都谷川流域における既往最大となる浸水被害は、平成30年7月降雨（床上781戸、床下448戸）で発生しており、肱川本川の河川整備計画変更の契機となっている。なお、当該洪水の12時間雨量は、年超過確率1/50の規模であった。
- 都谷川流域における外水対策としては、年超過確率1/30の規模の降雨を目標として対策を行っている。また、下水道においても年超過確率1/10の規模の降雨を目標として対策を進めている。
- 一方、近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力を上回る洪水が発生しており、大規模な豪雨災害が頻発している状況がある。
- これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）を既に気候変動の影響があり、既往最大の被害を受けている平成30年7月降雨とし、降雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域の浸水被害軽減を図る。

補足）年超過確率1/50の規模とは、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50（2%）であることを示す

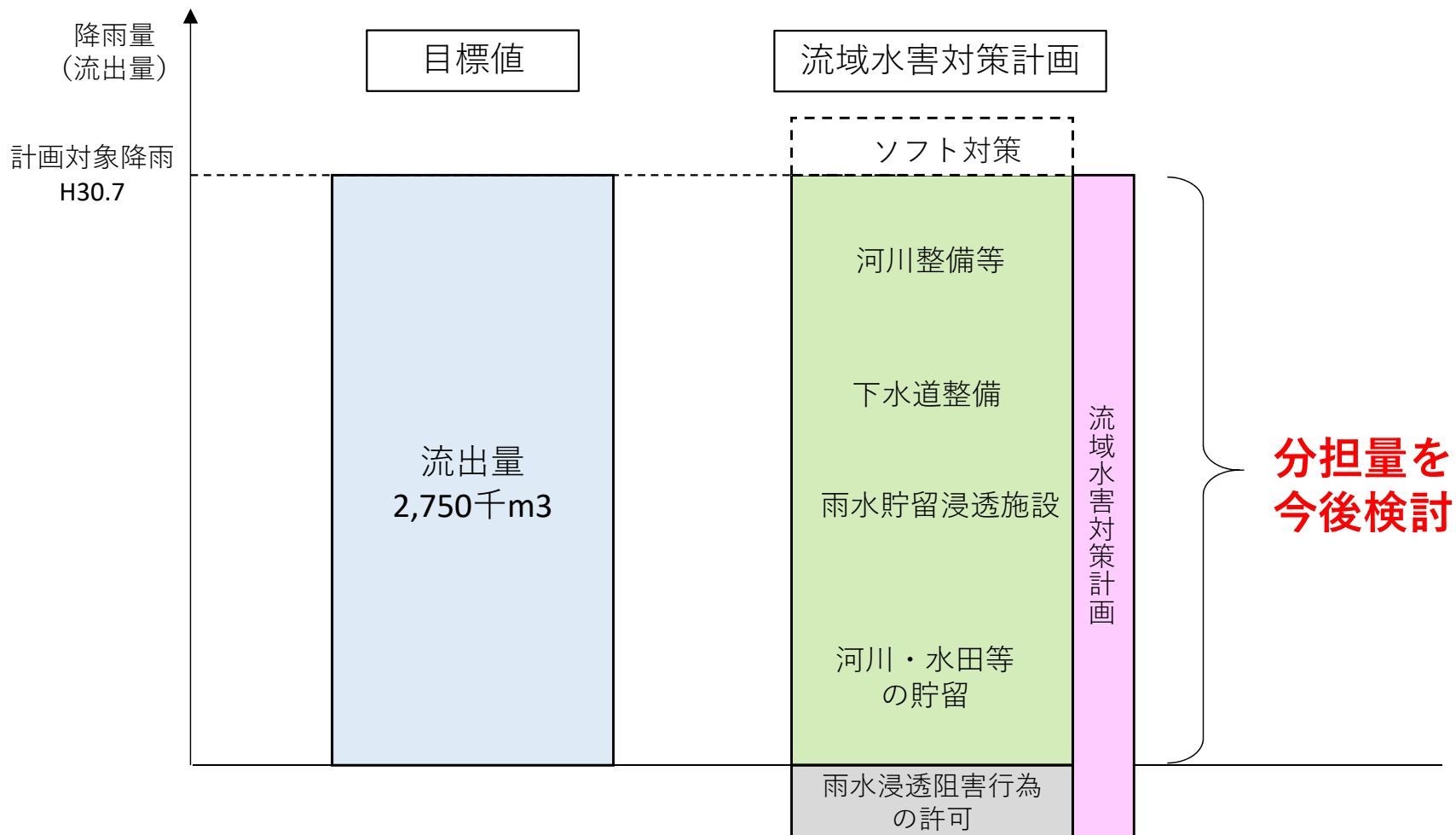
東大洲流域平均雨量(平成30年7月豪雨)



目標降雨に対する浸水被害軽減対策の検討

- 都谷川流域では、都谷川排水樋門を全閉することによる内水氾濫に課題がある。
- 都谷川流域水害対策計画においては、計画対象降雨の平成30年7月降雨による都谷川樋門閉鎖時間帯の流出量2,750千m³に対して、河川整備等のハード対策に加え、流出抑制対策や水害リスクを踏まえた土地利用規制等のソフト対策も活用して、効果的な被害軽減対策の検討を進めていく。

都谷川流域の浸水被害軽減対策の検討



※H30.7の流出量2,738千m³は都谷川樋門閉鎖時間帯の流出量の合計値

3. 今後のスケジュール

今後のスケジュール (予定)

- 特定都市河川では、「流域水害対策計画」に基づき対策を実施していく。
- 東大洲地区の浸水被害軽減に向け、計画策定に速やかに着手する。

